

大総務第 62 号
令和 2 年 8 月 31 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋 様

大阪市総務局長 谷川 友彦
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

本市の外郭団体である公益財団法人大阪市救急医療事業団に係る次の中期目標の制定について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市健康局長から依頼があったので、同項の規定により諮問します。

記

中期目標案 別紙のとおり。

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】**1 外郭団体名**

公益財団法人 大阪市救急医療事業団

2 所管所属名

健康局

3 中期目標の期間

令和2年9月1日から令和6年3月31日までの4年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項**(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容**

大阪府医療計画に基づき市町村の役割としてある初期救急医療体制を確保するため、市内において休日・夜間の急病診療事業を実施すること。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

市内における休日・夜間の急病診療事業を実施するため医師等の医療従事者の確保や後送病院（二次救急医療機関）との連携がなされ、休日・夜間の急病診療事業が中期目標の期間を通じて安定的かつ継続的に実施できている状態

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

急病診療所において医師の診療を補助する看護師の役割は非常に大きく、とりわけ救急医療の経験が豊富な看護師が安定的に雇用され診療の補助を担うことは、医師の負担軽減につながり急病診療所の運営において非常に重要である。そのため、一定以上の勤続年数の看護師を現状と同じ水準以上雇用することで、急病診療事業の安定的かつ継続的な実施を目指す。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、二次救急医療機関の今後の増減数が見通せない状況にあるものの、入院及び手術が必要な重症患者に対する救急診療の実施体制を確保するため、休日・夜間急病診療所からの受入れが可能な後送病院数を維持する。

【医師等の医療従事者の確保】

指標：勤続3年以上の看護師の割合

目標：中期目標期間を通じて、現状と同水準の6割以上

【後送病院（二次救急医療機関）との連携】

指標：後送病院数

目標：中期目標期間を通じて、現状と同水準の病院数（現状：33）

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

【医師等の医療従事者の確保】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染を懸念する医療従事者が増えている。このような状況において、防護具（PPE）の十分な確保や感染予防研修の開催等による感染防止の取り組みを進め、医療従事者が安心して働き続けられる環境を整え、離職者に歯止めをかける。さらに、新規採用者に対する支援（採用時研修等）や職員のスキルアップに必要な支援（スキルアップ研修等）などフォロー体制を整備し、看護師の長期雇用につながる取り組みを進める。

【後送病院（二次救急医療機関）との連携】

現行の後送病院とは引き続き連携を密にしつつ、新たに希望する医療機関に対しては、後送病院の仕組みを説明したうえで、後送受入可能日の調整を行い、安定的な受入体制を確保する。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

【医師等の医療従事者の確保】

感染予防研修やスキルアップ研修の実施回数、採用時研修の実施率 など

【後送病院（二次救急医療機関）との連携】

新規後送病院数 など